

職員意識等調査等業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、本県職員の仕事に対するモチベーションの確保に向け、そのモチベーションに関係する職員の意識や職場の風土について現状を把握するとともに、その現状に至る要因を特定し、効果的な対策につなげるため、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者に対し、職員意識等調査等を委託して実施するものである。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

(4) 事業予算額

4,148千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

平成29年10月4日（水）17時15分

(2) 仕様書に対する質問・回答書提出期限

平成29年10月13日（金）17時15分

(3) 上記(2)に対する回答日等

平成29年10月16日（月）に公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局人事課（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

② 提案書提出期限

平成29年10月18日（水）17時15分

(5) 提案書に関する審査

① 実施場所

広島県庁北館201会議室

② 実施日時

平成29年10月25日（水）で指定する時間

③ 審査内容

プレゼンテーション及びヒアリングを基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、職員意識等調査等業務公募型プロポーザル選定委員会が審査する。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は別記様式第1号による「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」を、次に掲げる書類を添付の上、上記「2(1)公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限」に記載の日時まで提出しなければならない。ただし、広島県の平成27～29年物品・委託業務競争入札参加資格を持っている者は、次のイからオまでに掲げる書類の添付は必要ないものとする。
 - ア 会社概要説明書（別記様式第2号）
 - イ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行された正本）
 - ウ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたものの写し）
 - エ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書）
 - オ 納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写しなど、管轄する官公署が発行する、広島県税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。）の写し）
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、別記様式第3号による「仕様書に対する質問書」により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局人事課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、平成29年10月30日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、平成29年10月31日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 原則として事業完了後の一括払とするが、契約担当職員が必要があると認める場合は、業務中途での概算払を行う。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき公開する場合は、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）及び広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約適用なし

(5) 契約内容

別紙契約書（案）のとおり

4 添付書類

公告の写し

契約書（案）

仕様書

職員意識等調査等業務提案書作成要領

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（別記様式第1号）

会社概要説明書の様式（別記様式第2号）

仕様書に対する質問書の様式（別記様式第3号）

【問合せ先】

広島県総務局人事課企画グループ 担当 和田・山脇
電話 082-513-2241（ダイヤルイン）